

措置通知書

土木部 土木政策・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1 収入事務</p> <p>① 道路占用料（現年度分）において、佐世保市財務規則第62条で「…主管に係る歳入について、…調定しなければならない。」と規定されているにもかかわらず調定していなかった。</p> <p>② 道路占用料の調定減額において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。</p> <p>③ 都市下水路占用料の算定において、佐世保市都市下水路条例第8条別表備考1で「占用料計算上、占用面積…に1単位未満の端数があるときは、これを1単位に切り上げる。」と規定されているにもかかわらず、端数を切り上げずに算定していた。</p>	<p>道路占用料（現年度分）において、佐世保市財務規則第62条で「…主管に係る歳入について、…調定しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、事務処理を失念していたものです。今回の指摘を受け、令和元年12月23日に調定を行いました。再発防止のため、「業務管理票」を作成し、担当者間及び担当係長による確認と課長によるチェックを行うようにしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>道路占用料の調定減額において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、失念により事務処理を怠っていたものです。今回の指摘を受け、令和元年12月23日に部長決裁及び減額調定を行いました。再発防止のため、「業務管理票」を作成し、担当者間及び担当係長・課長による確認を行うようにしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>都市下水路占用料の算定において、佐世保市都市下水路条例第8条別表備考1で「占用料計算上、占用面積…に1単位未満の端数があるときは、これを1単位に切り上げる。」と規定されているにもかかわらず、端数を切り上げずに算定していました。これは、佐世保市道路占用料徴収条例において、面積若しくは長さに0.01単位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるとされていることから、その規定と混同し、誤ったものです。指摘を受け、令和2年3月17日、変更許可書及び追徴分の納付書を送付しました。今後は、担当者間及び担当係長・課長による確認を行うようにしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

土木部 土木政策・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>④ 道路占用料の算定において、佐世保市道路占用料徴収条例第3条表中備考6で「月額徴収のものについては、1月未満の端数は、15日以上は1月分、15日未満は半月分を徴収する。」と規定されているにもかかわらず、15日以上を半月分として算定しているものがあった。</p> <p>⑤ 道路占用料（新規）において</p> <p>ア 債権管理マニュアルに沿った債権管理が適正に行われていなかった。</p> <p>イ 佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。</p>	<p>佐世保市道路占用料徴収条例第3条表中備考6については、認識しておりましたが、算定ミスにより、生じたものです。指摘を受け、令和2年3月17日付で変更許可書及び追徴分の納付書を送付しました。今後は、担当者間及び担当係長による確認と課長によるチェックを行うようにしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>土木政策・管理課管理占用係債権管理マニュアルに沿った債権管理を行わなければならなかったものの、失念や思い込み等を原因としてマニュアルに沿った適正な債権管理が行われていなかったものです。指摘を受け、債権管理の意義及び土木政策・管理課管理占用係債権管理マニュアルについて課長及び関係職員全員で再確認するとともに、「業務管理票」を作成し、担当者間及び担当係長による確認と課長によるチェックを行うようにする等の対応を取りました。</p> <p>佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項については、認識しておりましたが、納付があるものと思ひ込み、納付の確認をせず、督促状の発送を失念していたものです。再発防止のため、「業務管理票」を作成し、担当者間及び担当係長による確認と課長によるチェックを行うようにしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

土木部 土木政策・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>⑥ 道路・法定外公共物等占用料 (継続)において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第18号で「督促状…発付に関する事。」は課長専決事項と規定されているにもかかわらず、起案することなく未決裁で督促状を発していた。</p>	<p>道路・法定外公共物等占用料(継続)において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第18号で「督促状…発付に関する事。」は課長専決事項と規定されているにもかかわらず、事務処理を失念していたものです。今回の指摘を受け、令和元年12月20日に決裁を取りました。再発防止のため、「業務管理票」を作成し、担当者間及び担当係長による確認と課長によるチェックを行うようにしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

土木部 土木政策・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2 支出事務</p> <p>① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により、会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算をしていないものがあつた。</p>	<p>佐世保市財務規則第118条第2項の規定に基づき精算書を作成し、課内決裁終了後に誤って綴ってしまい、会計管理者への提出を失念していたため精算事務を怠っていたものです。監査担当者の指摘を受け、令和元年10月15日に会計管理室へ提出しました。</p> <p>再発防止のため、課内において財務規則の規定について再確認し、認識を共有するとともに、今後は、定期的に係員が財務会計システム未精算伝票検索を確認する等チェック体制を強化し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>
<p>3 契約事務</p> <p>① ポンプ管理等業務委託契約において、佐世保市財務規則第158条第2項で「契約の一部を変更する必要があるときは、相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、実際の支払額と異なる契約金額について、契約の変更に関する契約を締結していないものがあつた。</p>	<p>従来より同契約の締結にあたっては、通常回数を見込み積算して算出した額を契約額としていたものです。例年、契約額より実績が下回っていたため、変更契約を行っていませんでした。</p> <p>今回、豪雨により稼働実績が見込み回数を上回ったことに伴い契約額より支出額が増額になったことは確認していましたが、「支払いは実績に応じて行う」という共通認識を委託者・受託者間で持っていたため、変更手続きの必要性については認識していませんでした。</p> <p>また、予算費目に執行残があり増額分の支出も可能だったため、支出していました。</p> <p>今回は令和元年11月28日付で変更契約を締結しました。</p> <p>今後は、契約額と請求額（業務実績）を確認し、必要に応じ変更契約を行い、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

土木部 土木政策・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>4 財産管理事務</p> <p>① 道路・法定外公共物等占用許可（継続）において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第5号で「公共用財産又は公の施設の使用許可等に関すること。」は課長専決事項と規定されているにもかかわらず、起案することなく未決裁で許可証及び納入通知書を発行していた。</p> <p>② 道路・法定外公共物等占用許可（継続）において、佐世保市公印規則第10条第1項で「公印を押印しようとする者は、決裁済書類及び押印を必要とする文書その他を取扱責任者に掲示し、その審査、照合を受けたのち監守者承認を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、全ての手続きを経ないまま公印を押印していた。</p> <p>③ 道路・法定外公共物等占用許可（継続）において、佐世保市道路占用規則第7条で「占用期間満了後引き続き占用しようとする者は、その許可期間満了30日前までに継続のための道路占用更新許可申請書（第3号）を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあった。</p>	<p>道路・法定外公共物等占用許可（継続）において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第5号で「公共用財産又は公の施設の使用許可等に関すること。」は課長専決事項と規定されているにもかかわらず、事務処理を失念していたものです。指摘の決裁については10月24日に取り直しました。再発防止のため、「業務管理票」を作成し、担当者間及び担当係長による確認と課長によるチェックを行うようにしました。また、規定等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>佐世保市公印規則第10条第1項の規定にかかわらず、事務処理を失念していたものです。</p> <p>後日記載を行いました。</p> <p>指摘を受け、公印使用を認める場合は、決裁済書類及び押印を必要とする文書などを必ず確認し、佐世保市公印規則を遵守し、再発防止に努めていきます。</p> <p>また、公印使用時に決裁文書、公印使用簿及び押印文書の確認を徹底するとともに、書類確認体制の一層の強化を図りました。</p> <p>道路・法定外公共物等占用許可（継続）において、佐世保市道路占用規則第7条で「占用期間満了後引き続き占用しようとする者は、その許可期間満了30日前までに継続のための道路占用更新許可申請書（第3号）を市長に提出しなければならない。」と規定されていることについて、認識しておりましたが、チェック漏れにより、30日前より短い期限を設定して、申請書の提出を求めたものがありました。</p> <p>令和2年度更新申請書送付前に各担当者に規則第7条について周知を行い、今後規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

土木部 道路維持課

報告を受けた事項	措置状況
<p>④ 備品において、佐世保市物品会計規則第15条第3項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。</p>	<p>平成28年2月に大塔作業所内の整理を行った際に、使用済みや使用期限が超過した消火器約10本を消耗品として処分しましたが、処分物品が備品かどうかの確認を行わなかったために、当該備品1本の処分報告を怠ったものです。</p> <p>当該備品については、令和元年10月16日に事務処理を行い、備品台帳から抹消し、同年10月23日に契約課長に報告書を提出いたしました。</p> <p>今後は、物品を処分する際は必ず備品かどうかの確認を行い、備品の場合は、処分報告書を契約課長へ提出するよう周知徹底を図りました。</p>